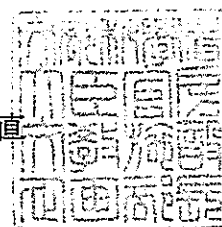


25文科施第385号
平成25年12月25日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿
各文部科学省独立行政法人の長
各国公私立大学長
各公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

関 靖 直



(印影須臾)

学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況
フォローアップ調査等の結果について (通知)

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成25年10月1日時点の学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態及び対策の進捗状況について、「学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(依頼)」(平成25年9月20日付け25文科施第248号)により依頼していたところです。

このたび、別添1のどおり上記調査等の結果を取りまとめ、公表しましたので通知します。

本調査等の結果においては、使用実態調査が未完了の機関が25機関(昨年度調査では66機関)、調査区分「④」(ばく露のおそれのある室等)を保有する機関が15機関(同18機関)と、年々減少している状況にはありますが、これらに該当する機関については下記1.及び2.を参照のうえ早急に必要な対応をお願いします。また、調査区分「③」(ばく露のおそれがないが、未措置である室等)を保有する機関は下記3.を参照のうえ、今後とも適切な対応をお願いします。

学校施設等におけるアスベスト対策については、引き続き、下記4.及び別添2「アスベスト対策に関する留意事項」に基づき適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県知事部局にあつては所轄の学校等に対し、都道府県教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、周知徹底するとともに、適切な対策がなされるよう指導願います。

1. 使用実態調査が未完了の場合

- ・ 使用実態調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、これまでも使用実態調査の早期実施を依頼していたところです。平成 25 年度末までに調査が完了しない機関については、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも調査の早期完了に向け取り組むこと。
また、調査する際は、必要に応じて専門家の指導・助言を得るなど、適切な措置をとること。
- ・ 調査完了までの間については、別添 2 に準じて適切に対応すること。
- ・ 上記機関を所轄している都道府県・市区町村教育委員会及び都道府県知事部局等においては、引き続きアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の措置状況に加え、使用実態調査未完了機関に関する情報についても、ホームページ等を活用した公表について検討すること。

2. 調査区分「④」(ばく露のおそれのある室等)を保有する機関

- ・ 既に使用禁止等の応急措置を実施済みとの報告がなされているところであるが、早急に対策工事を完了すること。
- ・ ばく露のおそれのある室等に臨時に職員等を出入りさせる必要があるときは呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。

3. 調査区分「③」(ばく露のおそれがないが、未措置である室等)を保有する機関

- ・ 経年による劣化、損傷等により将来飛散する可能性が無いとは言えないため、今後とも、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行いながら計画的に対策工事を講じること。

4. アスベスト対策について

<共通>

- ・ アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整のうえ、適切な作業を行うこと。
- ・ 建物の解体工事等の実施に当たっては、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」(平成 21 年 2 月 19 日事務連絡)、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」(平成 25 年 1 月 7 日厚生労働省通知)^{*1}も参照すること。
- ・ 建物の解体工事等を外部に発注する場合は、使用実態調査等の事前調査の結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう配慮すること。
- ・ アスベスト対策工事については、別添 3 を参照の上、国の財政支援制度の活用も検討すること。

<災害時における対応>(平成 23 年 3 月 24 日事務連絡参照)

- ・ 災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、吹き付けアスベスト等の飛散のおそれがないか速やかに確認すること。
- ・ 確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成 19 年 8 月環境省)^{*2}及び同パンフレット(平成 24 年 5 月環境省)^{*3}を参考に、速やかに立ち入り禁止措置を講ずると共に飛散防止のための応急措置を講じること。

- ・ 吹き付けアスベスト等が使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「塵石綿が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月環境省）^{※4}により、適切に対応すること。
- ・ 上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。

<非飛散性アスベスト含有成形板等への対応について>

- ・ 学校施設等においては、吹き付けアスベスト等のみならず、非飛散性アスベスト含有成形板等も内装材や煙突などの建材として使用されているところであり、このようなアスベスト含有成形板の除去については、「非飛散性アスベスト含有成形板の除去に係る留意事項について」（平成22年12月27日事務連絡）により、適切に対応すること。また、煙突については、特に建材の劣化が激しい場合があるので、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日厚生労働省通知）^{※4}も参照すること。
- ・ なお、アスベストはその繊維が空气中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では、板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるが、アスベストを含有するボード類、床材及び保温剤（煙突等）等の非飛散性アスベスト含有成形板等についてもその状態等について点検・維持管理を行うこと。

<石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について>

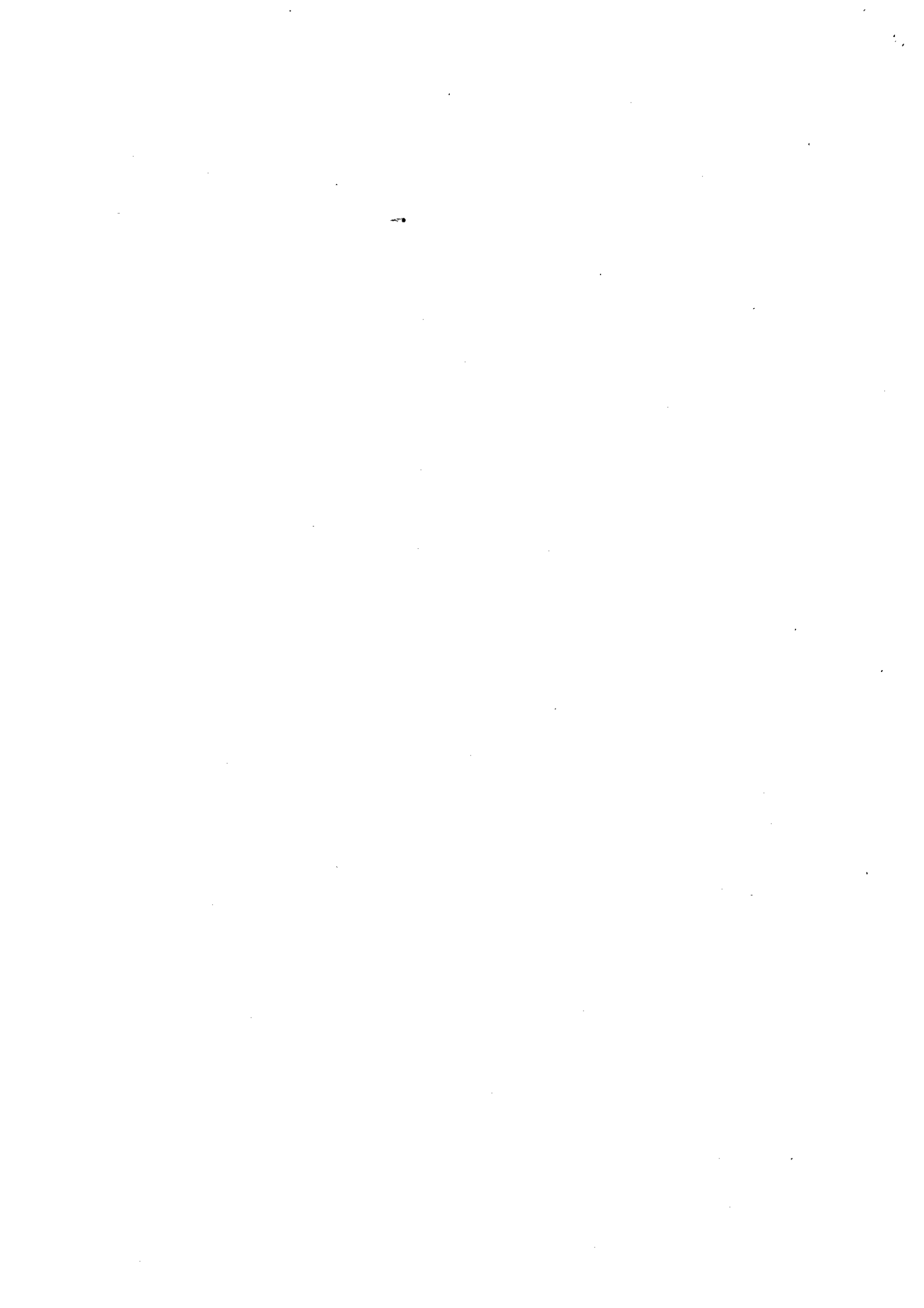
- ・ 石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（平成23年1月27日厚生労働省通知）^{※6}を参照し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知の記2～4に十分留意すること。

(参考)

- ※1 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について」（平成25年1月7日厚生労働省通知）
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0107-02.pdf
 - ※2 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>
 - ※3 「「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット」（平成24年5月環境省）
http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/pamph.pdf
 - ※4 「塵石綿が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月環境省）
http://www.env.go.jp/jishin/saigai_ishiwata.pdf
 - ※5 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日厚生労働省通知）
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120925K0010.pdf>
 - ※6 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（平成23年1月27日厚生労働省通知）
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T20110128K0010.pdf>
- 文部科学省におけるアスベスト対策への取組
<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

(本件照会先)

担当 文教施設企画部施設企画課指導第二係
電話 03-5253-4111 (内線 2292)



学校施設等における吹き付けアスベスト等の 対策状況フォローアップ調査等の結果について

1. 経緯

- 児童生徒等の安全対策に万全を期すために、平成17年7月末から「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施している。
 - 平成20年2月に石綿等の有無の分析調査の徹底に関する通知※（以下「石綿等の分析調査の徹底」という。）に基づき、該当機関に再分析調査の徹底を要請している。
- ※「学校施設における石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月15日付け19文科施第419号）
- ・分析調査において、トレモライト等を対象としていない場合が見受けられたこと等から、石綿の分析調査の徹底に係る通知を厚生労働省が発出したことを踏まえ、各都道府県等に対し通知したものを。

2. 調査概要

(1) 調査内容

全ての学校施設等機関に対し、平成25年10月1日時点の使用実態及び対策状況についてフォローアップ調査を実施。また、この調査では「石綿等の分析調査の徹底」に基づき、トレモライト等の再分析調査の必要があった機関の状況も含めて調査を実施。

(2) 対象機関

国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、所管独立行政法人、認可法人、特殊法人等（調査対象の機関数は135, 892機関）。

(3) 対象建材

平成8年度以前にしゅん功（改修工事も含む）した建築物に使用されている、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等。

3. 調査結果

別紙1～4のとおり。

※調査結果の詳細は、以下の文部科学省ホームページより入手できます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1342752.htm

4. 文部科学省の対応方策

○通知文の発出

使用実態調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、使用実態調査の早期完了を徹底すること。

○国公立小中学校等の対策工事のための補助を引き続き実施

○各種会議や研修会等で、適切なアスベスト対策について継続的に周知

調査結果

(1) 調査対象機関全体

各調査結果の詳細は、別紙2～4参照。昨年度結果との比較は以下参照。

i) 使用実態調査

平成25年10月1日時点で都道府県教育委員会等から回答を受け取りまとめた結果は、下記のとおり。

・調査対象機関数 135, 892機関

調査区分	前回の結果 (平成24年10月1日時点)	今回の結果 (平成25年10月1日時点)	増減
使用実態 調査未完了 の機関数	66機関	25機関	▲41機関

(参考：「石綿等の分析調査の徹底」通知後の平成20年10月1日時点 11, 544機関)

ii) 対策状況フォローアップ調査

平成25年10月1日時点の調査区分「④」の対策状況を都道府県教育委員会等から回答を受け、取りまとめた結果は下記のとおり。

なお、今回の結果の15機関については、使用禁止等の応急措置を実施済みである。

調査区分	前回の結果 (平成24年10月1日時点)	今回の結果 (平成25年10月1日時点)	増減
石綿等の粉じんの飛散によ ④り、ばく露のおそれのある 室等を保有する機関	18機関	15機関	▲3機関

○調査区分「④」について、前回の結果との変動内容は下記のとおり。

除去工事を実施	▲ 4機関
封じ込め・囲い込み工事を実施	—
分析調査の徹底により調査区分④でないことが判明	—
分析調査の徹底により調査区分④であることが判明	1機関
計	▲ 3機関

(2) 調査対象機関全体のうち「公立学校施設」(大学、高等専門学校を除く)

各調査結果の詳細は、別紙2～4参照。昨年度結果との比較は以下参照。

i) 使用実態調査

平成25年10月1日時点で都道府県教育委員会から回答を受け、取りまとめた結果は、下記のとおり。

・調査対象機関数 40,104機関

調査区分	前回の結果 (平成24年10月1日時点)	今回の結果 (平成25年10月1日時点)	増減
使用実態調査未完了の機関数	0機関	0機関	—

(参考:「石綿等の分析調査の徹底」通知後の平成20年10月1日時点 7,531機関)

ii) 対策状況フォローアップ調査

平成25年10月1日時点で調査区分「④」の対策状況を都道府県教育委員会から回答を受け、取りまとめた結果は下記のとおり。

調査区分	前回の結果 (平成24年10月1日時点)	今回の結果 (平成25年10月1日時点)	増減
石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する機関 ④	1機関	0機関	▲1機関

○調査区分「④」について、前回の結果との変動内容は下記のとおり。

除去工事を実施	▲ 1機関
封じ込め・囲い込み工事を実施	—
分析調査の徹底により調査区分④でないことが判明	—
分析調査の徹底により調査区分④であることが判明	—
計	▲ 1機関

平成25年10月1日時点

学校施設等における吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査

面積単位：㎡

機 関 区 分	全館回数	調査中機関数	吹付けアスベスト等がある箇所を保有するもの (①)						左記(①)のうち、措置済状態にある箇所を保有するもの (②)						左記(①)のうち、措置済状態ではない箇所を保有するもの (③)						
			箇所数(①-1) (箇所数)			箇所面積(①-2)			箇所数(②-1) (箇所数)			箇所面積(②-2)			箇所数(③-1) (箇所数)			箇所面積(③-2)			
			機関数	日常利用室	その他の部屋	通路部分	機関数	日常利用室	その他の部屋	通路部分	機関数	日常利用室	その他の部屋	通路部分	機関数	日常利用室	その他の部屋	通路部分	機関数	日常利用室	その他の部屋
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	40,104	0	1,960 (1,582,540)	10,911 (900,483)	2,630 (132,957)	-	1,522 (953,707)	8,063 (880,204)	1,577 (73,708)	-	637 (428,833)	2,848 (220,278)	1,053 (59,249)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	101	0	12 (10,762)	67 (7,054)	29 (2,466)	-	9 (7,502)	54 (5,616)	14 (795)	-	6 (3,260)	13 (1,439)	15 (1,661)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3. 公立学校関係施設 (5日間講座、教育研修センター、教員支援センター、教員宿舎等)	22,154	0	88 (23,809)	451 (15,915)	187 (5,120)	-	60 (19,440)	378 (12,605)	157 (4,939)	-	30 (4,369)	75 (3,110)	30 (1,611)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関等)	141	0	71 (229,318)	7228 (161,244)	629 (18,648)	-	60 (147,480)	4,402 (103,773)	542 (6,934)	-	39 (81,836)	2,826 (57,471)	87 (11,714)	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中級教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学等)	15,527	18	1,288 (1,416,726)	16,366 (922,440)	4,374 (214,174)	-	1,131 (1,193,660)	14,036 (793,300)	3,345 (153,509)	-	221 (228,003)	2,330 (129,140)	986 (65,602)	-	4 (5,063)	0 (0)	43 (5,063)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6. 公立社会教育施設	23,897	4	450 (147,876)	777 (83,766)	497 (38,641)	-	288 (94,253)	541 (55,630)	354 (24,093)	-	174 (50,641)	222 (26,268)	127 (12,046)	-	7 (2,981)	14 (1,957)	16 (702)	-	-	-	-
7. 公立社会体育施設	30,219	1	249 (194,858)	308 (147,872)	169 (25,191)	-	173 (128,570)	236 (95,295)	113 (18,858)	-	77 (60,541)	69 (40,982)	45 (6,320)	-	3 (5,747)	2 (5,595)	1 (13)	-	-	-	-
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	3,725	2	153 (99,938)	245 (48,074)	225 (37,423)	-	104 (59,320)	124 (26,004)	163 (26,486)	-	54 (40,140)	121 (20,070)	61 (10,481)	-	1 (476)	0 (0)	1 (476)	-	-	-	-
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	24	0	19 (29,822)	383 (18,708)	166 (8,659)	0	15 (19,596)	204 (12,623)	59 (5,302)	0	5 (10,026)	179 (6,086)	127 (3,357)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	135,892	25	4,290 (3,535,444)	36,734 (2,305,546)	8,916 (481,469)	-	3,362 (2,613,528)	29,035 (1,767,149)	6,324 (314,604)	-	1,234 (907,646)	8,663 (510,845)	2,531 (160,611)	-	15 (14,267)	16 (7,552)	61 (6,254)	-	-	-	-

平成25年10月1日時点

アスベスト使用実態調査の変動状況

(平成24年10月1日時点)

機関区分	使用実態調査未完了の 機関数
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	0
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、教育支援センター、教員宿舎等)	0
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校舎心)、大学共同利用機関等)	0
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学等)	32
6. 公立社会教育施設	28
7. 公立社会体育施設	2
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	4
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	0
合計	66

+

平成25年10月1日時点で調査 が完了した機関数	平成25年10月1日時点 のあった機関数
0	
0	
0	
0	
▲ 17	3
▲ 24	
▲ 1	
▲ 3	1
0	
▲ 45	4

(平成25年10月1日時点)

平成25年10月1日時点で調査が未 完了の機関数
0
0
0
0
18
4
1
2
0
25

平成25年10月1日時点

調査区分「④」の変動状況

(平成24年10月1日時点)

機関区分	調査区分④の 機関数
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)	1
2. 公立学校 (高等専門学校、大学)	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、職員支庁センター、教員宿舎等)	0
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、大学共同利用機関等)	0
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別教育新学校、高等専門学校、大学等)	5
6. 公立社会教育施設	8
7. 公立社会体育施設	3
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	1
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、大学共同利用機関を除く)	0
合計	18

+

(平成25年10月1日時点)

対策工事を実施	分析調査の観点に よって、調査区分④で ないことが判明	分析調査の観点に よって、調査区分④で あることが判明	経年劣化等により 新たに判明	調査区分④の 機関数
▲ 1				0
				0
				0
				0
▲ 1				4
▲ 1				7
▲ 1		1		3
				1
▲ 4	0	1	0	15

〔「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」
（平成 17 年 11 月 29 日付 17 文科施第 273 号）抜粋〕

アスベスト対策に関する留意事項

文部科学省においては、「学校施設等における吹き付けアスベスト使用実態調査」の結果等を受け、この「アスベスト対策に関する留意事項」を取りまとめました。学校等の設置者におかれましては、これを参考として、アスベスト対策により一層努めるようお願いいたします。

1. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の④に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるものが確認された場合、まず、ばく露しないように部屋等を立ち入り禁止にすることなどが必要である。また、併せて、関係部局と連携しつつホームページ等での公表や関係者への説明を行う。

そのうえで、吹き付けアスベスト等の劣化、損傷の状態、当該施設の利用状況、代替施設の確保の可能性、対策工事の実施時期及び維持管理体制等を総合的に勘案して、関係部局と連携しつつ「除去」、「封じ込め」、「囲い込み」などの適切な工法を選択し対策工事を実施する。この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの、基層材との接着力が低下しているもの、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、「除去」を選択する。

2. 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③に分類されるもの）の取扱いについて

損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないものの場合であっても、児童、生徒及び学生等のボール遊びや、経年による劣化、損傷等によりアスベスト層が破損すると、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるなど、将来的に飛散する可能性がないとはいえない。このため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講じる。

3. 既に措置済状態にあるもの（「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②に分類されるもの）の取扱いについて

既に「封じ込め」又は「囲い込み」により措置されているため、直ちに石綿等の粉じんが飛散することはないと考えられるが、将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。

また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。

4. アスベストに関する関係書類等の保存について

アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底する。

また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップを行うこととしているため、今回調査の関係書類は保存しておく。

5. アスベストに関する情報の公表について

アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討する。また、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、吹き付けアスベスト等の存在とその状態、立入禁止等の措置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行う。

アスベスト対策工事に係る文部科学省の 財政支援制度の概要

【公立学校】

1. 該当事業

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための工事」

2. 対象施設

公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び幼稚園

3. 国庫補助率

1/3

※工事費が400万円以上の事業が対象

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

【私立学校】

1. 該当事業

私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」

2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園

3. 国庫補助率

大学等…1/2

※事業費の下限は設けない

高等学校等…1/3

※事業費の下限は設けない

幼稚園…1/3

※工事費が400万円以上の事業が対象（平成25年度末までは、事業費の下限は設けない）

4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

これら以外に、他省庁の財政支援制度の活用も検討すること。

